群馬県公立大学法人施設等使用料規程

平成30年4月1日 群馬県公立大学法人規程第39号

(趣旨)

- 第1条 この規程は、群馬県公立大学法人施設等貸付規程(群馬県公立大学法人規程第38号。 以下「貸付規程」という。)第6条の規定に基づき、群馬県公立大学法人(以下「法人」 という。)が施設等を貸し付ける場合の使用料に関し必要な事項を定めるものとする。 (使用料の徴収)
- 第2条 貸付規程第4条第1項の規定による許可を受けて施設等を使用する者(以下「使用者」という。)は、この規程で定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の年額の基準)

- 第3条 使用料の年額の基準は、次の各号に規定するところにより算定するものとする。
- (1) 土地にあっては、固定資産台帳に登載された当該土地の価格に100分の3を乗じて得た額。ただし、その価格が近傍類似の土地の時価と比較して著しくその均衡を失すると 理事長が認める場合には、当該時価を考慮して算定した額に100分の3を乗じて得た額
- (2)建物にあっては、固定資産台帳に登載された当該建物の価格を基礎とし当該建物の時価を考慮して算定した額に100分の6を乗じて得た額に、次の算式により計算して得た額を加算して得た額

算式

当該建物の建て面積に相当する当該建物の敷地の面積について前号の規定により 算定して得た額 × 当該建物のうち使用させる面積

当該建物の延べ面積

- (3)土地及び建物以外のものにあっては、固定資産台帳に登載された価格を基礎とし時価 を考慮して算定した額に100分の3から100分の6の範囲内で理事長が定める率を乗じ て得た額
- 2 群馬県が所有し、法人が管理する施設等を貸し付ける場合における前項の規定の適用 については、同項中「固定資産台帳」とあるのは「群馬県公有財産事務取扱規則(昭和61 年群馬県規則第9号)第60条に規定する公有財産台帳」とする。

(使用料の額)

- 第4条 使用料の年額は、前条の規定により算定した額に、次の各号に規定するところにより、当該各号に規定する額をそれぞれ加算し、又は減額した額とする。
- (1)使用者が許可を得て当該施設等の修繕をしたときは、当該修繕費(その額が前条の規定により算定した額の10分の3に相当する額を超えるときは、当該10分の3に相当する額)を減額する。

- (2)建物について、使用者に火災保険契約を締結させているときは、当該保険料相当額を 減額する。
- (3) 法人所有地以外の土地に建設している建物については、その土地の所有者に対して法人が支払うべき地代相当額を加算する。
- (4) 消費税法(昭和63年法律第108号)第4条の規定により消費税が課されることとなる ものにあっては、前条に規定する使用料の年額の基準に同法第29条に規定する消費税 の税率を乗じて得た額とその額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定 する地方消費税の税率を乗じて得た額とを加算する。
- (5) 資産管理者が特に必要と認める場合、前4号に掲げるもののほか、使用者が施設等を使用するに当たり生じる経費に相当する額を加算する。
- 2 使用者が使用した電気、水道、ガス等の経費については、前項の額に加算して徴収する。 第5条 次の各号に掲げるものに係る土地等の使用料の額については、前条の規定にかか わらず、当該各号に掲げる額とする。
- (1)電気事業、電気通信事業等の用に供するもので、電気通信事業法施行令(昭和60年政 令第75号)別表第1に掲げるもの 同表に掲げる額
- (2)前号に掲げるもの以外のもので、群馬県道路占用料徴収条例(昭和28年条例第32号)別表に掲げるもの 同表に掲げる額

(委任)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。